

名古屋学院大学父母会会則

(昭和 39 年 6 月 10 日 制定)

改正	昭和 40 年 4 月 28 日	昭和 49 年 7 月 10 日	1994 年 7 月 9 日
	昭和 43 年 6 月 19 日	昭和 50 年 7 月 8 日	
	昭和 45 年 5 月 27 日	昭和 51 年 7 月 10 日	
	昭和 46 年 6 月 23 日	昭和 53 年 7 月 10 日	

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、名古屋学院大学父母会と称する。

第 2 条 本会の事務所は、名古屋学院大学(以下「大学」という。)内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、大学の教学方針にそい大学の発展に協力すると共に、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育活動、厚生等に関し必要と認められる事業
- (2) 大学教職員の研究奨励並びに厚生福祉に必要と認められる事業
- (3) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第 3 章 会員及び役員

第 5 条 本会は、次の各号の一に該当する者をもって構成する。

- (1) 大学に在学する学生の父母またはこれに代る者
- (2) その他本会の趣旨に賛同する者

第 6 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 委員 若干名(内若干名を常任委員とすることができる)
- (4) 会計 1 人
- (5) 監事 2 人

第 7 条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会 長 本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員 本会の重要事項を企画審議し、会務を処理する。
- 4 委 員 会員を代表し、必要事項を審議する。
- 5 会 計 本会の会計を担当する。

6 監 事 本会の会計を監査する。

第 8 条 本会の役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会 長 委員会において選考し、総会の承認を得る
- (2) 副 会 長 会長の推薦により総会の承認を得る
- (3) 常務委員 委員中より会長が委嘱する
- (4) 委 員 各入学年次の会員から役員会において選ばれた者
- (5) 会 計 会長が委嘱する
- (6) 監 事 会長選出方法に同じ

第 9 条 本会の役員の任期は 1 か年とし、再選を妨げない。

欠員が生じ、補充したときは、前任者の残任期間とする。

第 10 条 本会の目的達成のため、会長が必要と認めたときは委員会にはかり顧問を置くことができる。

顧問は理事長ならびに大学長とする。

第 11 条 本会に事務局を置き、会長は本会の書記及び会計の事務を大学職員に委嘱することができる。

第 4 章 名誉会長および名誉役員

第 12 条 本会に名誉会長および名誉役員を置くことができる。

第 5 章 会議

第 13 条 本会は次の会議を開くものとする。

1 総 会

毎年 1 回会長が招集し、議長を選任し、役員の変更、予算・決算の承認、その他必要事項の審議を行なう。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

2 役員会(常任委員会・委員会)

会長が招集し、議長となり、会務について協議決定する。ただし、常任委員会を以て委員会にかえることができる。

第 14 条 本会の総会の議決は出席者の過半数の賛成により成立する。

第 6 章 会費及び会計

第 15 条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他をもつて支弁する。

会費は第 3 章第 5 条第 1 号会員がこれを負担し、学生 1 人につき年額 4,000 円とす

る。

4年次生は卒業記念事業費として5,000円の特別会費を負担する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 会則の変更

第17条 この会則の改廃は総会の議決による。

附 則

1 この会則は、1994年7月9日から施行する。